

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 新潟交通観光バス株式会社

24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	638,769 千円	営業外収益	998 千円	経常収益(イ)	639,767 千円
	営業費用	743,400 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	743,400 千円
	営業損益	▲ 104,631 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 103,633 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,005,431 km	経常収支率				86.05 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越(一般乗合)	247円35銭	292円77銭	247円35銭	212円87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外のキロ程の 比率  (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
羽越(一般乗合)	1	あやめ バス	新発 田駅	大栄町 2丁目	新発 田駅	183	日 308	往 14.9km 復 14.7km	(平均) 14.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	4,564.2km
羽越(一般乗合)	2	あやめ バス	新発 田駅	大栄町 2丁目	新発 田営業 所	183	日 799	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,617.5km
羽越(一般乗合)	3	あやめ バス	新発 田営業 所	大栄町 2丁目	新発 田駅	183	日 799	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,617.5km
羽越(一般乗合)	4	あやめ バス	新発 田営業 所	大栄町 2丁目	新発 田営業 所	58	日 116	往 16.9km 復 16.7km	16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,937.2km
羽越(一般乗合)	5	あやめ バス	新発 田駅	農業高 校前	新発 田駅	125	日 125	往 15.3km 復 15.1km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,912.5km
羽越(一般乗合)	6	あやめ バス	新発 田駅	農業高 校前	新発 田営業 所	183	日 433	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,021.3km
羽越(一般乗合)	7	あやめ バス	新発 田営業 所	農業高 校前	新発 田駅	183	日 433	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,021.3km
羽越(一般乗合)	8	あやめ バス	新発 田営業 所	農業高 校前	新発 田営業 所	58	日 116	往 17.3km 復 17.1km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,006.8km
合計	系統							往 128.8km 復 127.2km	128.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		49,698.3km

補助ブロック名	申請 番号	補助対象 経常費用の 見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実 績額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越(一般乗合)	1	1,128,954 円	74円.51銭	340,079 円	788,875 円	788,875 円	788 千円	394.0 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,120,938 円	74円.51銭	940,130 円	2,180,808 円	2,180,808 円	2,180 千円	1,090.0 千円		
羽越(一般乗合)	3	3,120,938 円	74円.51銭	940,130 円	2,180,808 円	2,180,808 円	2,180 千円	1,090.0 千円		
羽越(一般乗合)	4	479,166 円	74円.51銭	144,341 円	334,825 円	334,825 円	334 千円	167.0 千円		
羽越(一般乗合)	5	473,056 円	74円.51銭	142,501 円	330,555 円	330,555 円	330 千円	165.0 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,736,718 円	74円.51銭	523,158 円	1,213,560 円	1,213,560 円	1,213 千円	606.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	1,736,718 円	74円.51銭	523,158 円	1,213,560 円	1,213,560 円	1,213 千円	606.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	496,381 円	74円.51銭	149,527 円	346,854 円	346,854 円	346 千円	173.0 千円		
合計		12,292,869 円		3,703,024 円	8,589,845 円	8,589,845 円	8,584 千円	4,292 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラーウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
羽越(一般乗合)	1	788,875 円												
羽越(一般乗合)	2	2,180,808 円												
羽越(一般乗合)	3	2,180,808 円												
羽越(一般乗合)	4	334,825 円												
羽越(一般乗合)	5	330,555 円												
羽越(一般乗合)	6	1,213,560 円												
羽越(一般乗合)	7	1,213,560 円												
羽越(一般乗合)	8	346,854 円												
合計		8,589,845 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	25年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> ) の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	616,206千円	営業外収益	1,566千円	経常収益(イ)	617,772千円
	営業費用	759,460千円	営業外費用	211千円	経常費用(ロ)	759,671千円
	営業損益	▲143,254千円	営業外損益	1,355千円	経常損益	▲141,899千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,974,003.6 km				経常収支率	81.32 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	638,769千円	営業外収益	998千円	経常収益(イ')	639,767千円
	営業費用	743,400千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	743,400千円
	営業損益	▲104,631千円	営業外損益	998千円	経常損益	▲103,633千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,005,431.0 km				経常収支率	86.05 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	628,000千円	営業外収益	1,115千円	経常収益(イ'')	629,115千円
	営業費用	750,451千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	750,451千円
	営業損益	▲122,451千円	営業外損益	1,115千円	経常損益	▲121,336千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,091,668.7 km				経常収支率	83.83 %

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	242円.73銭	247円.35銭	255円.43銭	2.58 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれが少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
羽越(一般乗合)	262円06銭	303円43銭	262円06銭	207円72銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ						
羽越(一般乗合)	1	あやめバス	新発田駅	大栄町2丁目	新発田駅	365	日	611	回	往 14.9km 復 14.7km	(平均) 14.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	9,054.7km
羽越(一般乗合)	2	あやめバス	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	365	日	1,587	回	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	25,061.9km
羽越(一般乗合)	3	あやめバス	新発田営業所	大栄町2丁目	新発田駅	365	日	1,587	回	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	25,061.9km
羽越(一般乗合)	4	あやめバス	新発田営業所	大栄町2丁目	新発田営業所	119	日	238	回	往 16.9km 復 16.7km	16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,974.6km
羽越(一般乗合)	5	あやめバス	新発田駅	農業高校前	新発田駅	246	日	246	回	往 15.3km 復 15.1km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,763.8km
長野(一般乗合)	6	あやめバス	新発田駅	農業高校前	新発田営業所	365	日	857	回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	13,896.1km
羽越(一般乗合)	7	あやめバス	新発田営業所	農業高校前	新発田駅	365	日	857	回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	13,896.1km
羽越(一般乗合)	8	あやめバス	新発田営業所	農業高校前	新発田営業所	119	日	238	回	往 17.3km 復 17.1km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,117.4km
合計		系統								往 128.8km 復 127.2km	128.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		98,826.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	2,372,874 円	75円.57銭	684,264 円	1,688,610 円	1,688,610 円	1,688 千円	844.0 千円		
羽越(一般乗合)	2	6,567,721 円	75円.57銭	1,893,928 円	4,673,793 円	4,673,793 円	4,673 千円	2,336.5 千円		
羽越(一般乗合)	3	6,567,721 円	75円.57銭	1,893,928 円	4,673,793 円	4,673,793 円	4,673 千円	2,336.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	1,041,583 円	75円.57銭	300,361 円	741,222 円	741,222 円	741 千円	370.5 千円		
羽越(一般乗合)	5	986,341 円	75円.57銭	284,431 円	701,910 円	701,910 円	701 千円	350.5 千円		
長野(一般乗合)	6	3,641,611 円	75円.57銭	1,050,129 円	2,591,482 円	2,591,482 円	2,591 千円	1,295.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	3,641,611 円	75円.57銭	1,050,129 円	2,591,482 円	2,591,482 円	2,591 千円	1,295.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	1,079,005 円	75円.57銭	311,152 円	767,853 円	767,853 円	767 千円	383.5 千円		
合計		25,898,467 円		7,468,322 円	18,430,145 円	18,430,145 円	18,425 千円	9,212 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越(一般乗合)	1	1,688,610 円										
羽越(一般乗合)	2	4,673,793 円										
羽越(一般乗合)	3	4,673,793 円										
羽越(一般乗合)	4	741,222 円										
羽越(一般乗合)	5	701,910 円										
長野(一般乗合)	6	2,591,482 円										
羽越(一般乗合)	7	2,591,482 円										
羽越(一般乗合)	8	767,853 円										
合計		18,430,145 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 <sup>※</sup> ) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 = ノ
羽越(一般乗合)	1	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	2	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	3	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	4	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	5	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
長野(一般乗合)	6	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	7	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	8	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	26年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	616,206 千円	営業外収益	1,566 千円	経常収益(イ)	617,772 千円
	営業費用	759,460 千円	営業外費用	211 千円	経常費用(ロ)	759,671 千円
	営業損益	▲ 143,254 千円	営業外損益	1,355 千円	経常損益	▲ 141,899 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,974,003.6 km			経常収支率	81.32 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	638,769 千円	営業外収益	998 千円	経常収益(イ')	639,767 千円
	営業費用	743,400 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	743,400 千円
	営業損益	▲ 104,631 千円	営業外損益	998 千円	経常損益	▲ 103,633 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,005,431.0 km			経常収支率	86.05 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	628,000 千円	営業外収益	1,115 千円	経常収益(イ'')	629,115 千円
	営業費用	750,451 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	750,451 千円
	営業損益	▲ 122,451 千円	営業外損益	1,115 千円	経常損益	▲ 121,336 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,091,668.7 km			経常収支率	83.83 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	242円.73銭	247円.35銭	255円.43銭	2.58 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越(一般乗合)	262円06銭	303円43銭	262円06銭	207円72銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率  (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ			
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ							
羽越(一般乗合)	1	あやめバス	新発田駅	大栄町2丁目	新発田駅	365	日	611	回	往 14.9km 復 14.7km	14.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,054.7km
羽越(一般乗合)	2	あやめバス	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	365	日	1,587	回	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	25,061.9km
羽越(一般乗合)	3	あやめバス	新発田営業所	大栄町2丁目	新発田駅	365	日	1,587	回	往 15.9km 復 15.7km	15.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	25,061.9km
羽越(一般乗合)	4	あやめバス	新発田営業所	大栄町2丁目	新発田営業所	119	日	238	回	往 16.9km 復 16.7km	16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,974.6km
羽越(一般乗合)	5	あやめバス	新発田駅	農業高校前	新発田駅	246	日	246	回	往 15.3km 復 15.1km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,763.8km
長野(一般乗合)	6	あやめバス	新発田駅	農業高校前	新発田営業所	365	日	857	回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	13,896.1km
羽越(一般乗合)	7	あやめバス	新発田営業所	農業高校前	新発田駅	365	日	857	回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	13,896.1km
羽越(一般乗合)	8	あやめバス	新発田営業所	農業高校前	新発田営業所	119	日	238	回	往 17.3km 復 17.1km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,117.4km
合計		系統								往 128.8km 復 127.2km	128.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		98,826.5km



補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	2,372,874 円	75円.57銭	684,264 円	1,688,610 円	1,688,610 円	1,688 千円	844.0 千円		
羽越(一般乗合)	2	6,567,721 円	75円.57銭	1,893,928 円	4,673,793 円	4,673,793 円	4,673 千円	2,336.5 千円		
羽越(一般乗合)	3	6,567,721 円	75円.57銭	1,893,928 円	4,673,793 円	4,673,793 円	4,673 千円	2,336.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	1,041,583 円	75円.57銭	300,361 円	741,222 円	741,222 円	741 千円	370.5 千円		
羽越(一般乗合)	5	986,341 円	75円.57銭	284,431 円	701,910 円	701,910 円	701 千円	350.5 千円		
長野(一般乗合)	6	3,641,611 円	75円.57銭	1,050,129 円	2,591,482 円	2,591,482 円	2,591 千円	1,295.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	3,641,611 円	75円.57銭	1,050,129 円	2,591,482 円	2,591,482 円	2,591 千円	1,295.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	1,079,005 円	75円.57銭	311,152 円	767,853 円	767,853 円	767 千円	383.5 千円		
合計		25,898,467 円		7,468,322 円	18,430,145 円	18,430,145 円	18,425 千円	9,212 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							「その他の者」の具体的な概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
羽越(一般乗合)	1	1,688,610 円										
羽越(一般乗合)	2	4,673,793 円										
羽越(一般乗合)	3	4,673,793 円										
羽越(一般乗合)	4	741,222 円										
羽越(一般乗合)	5	701,910 円										
長野(一般乗合)	6	2,591,482 円										
羽越(一般乗合)	7	2,591,482 円										
羽越(一般乗合)	8	767,853 円										
合計		18,430,145 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))² = ノ
羽越(一般乗合)	1	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	2	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	3	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	4	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	5	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
長野(一般乗合)	6	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	7	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭
羽越(一般乗合)	8	75円.38銭	74円.51銭	75円.51銭	0.09 %	75円.57銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
5. 申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）